

# 幼児教育・保育の無償化について

## 資料3

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり

- 3歳以上児の子ども
- 0歳～2歳児の市町村民税非課税世帯の子どもの保育料が無料となった。

年齢	0歳～2歳		3歳～5歳
非課税	無料		無料
課税	無料	条例で定める額	無料
	半額		
	全額		

無償化前（平成31年4月時点）

保育料	0～2歳	3～5歳	割合
無料	381人	439人	40%
半額	57人	327人	20%
全額	280人	544人	40%
平均	約8,700円		



無償化後（令和元年10月時点）

保育料	0～2歳	3～5歳	割合
無料	481人	1,311人	82%
半額	61人		3%
全額	344人		15%
平均	約3,600円		

無償化後約8割の子どもの保育料が無料に

# 加賀市独自の保育料軽減

県内で最も家計にやさしい保育料です。

## ◎ 引下げの経過

【平成26年7月】

- ①所得税課税世帯を一律1万円引き下げ
- ②ひとり親の市民税非課税世帯を**無料化**
- ③小中学生のいる世帯のうち1番目の園児の保育料を定額の85%に減額

【平成27年4月】

- ①18歳までの児童がいる世帯の第3子以降の保育料を**無料化**
- ②18歳までの児童がいる世帯のうち1番目の園児の保育料を定額の85%に減額

【平成28年4月】

- ①(低所得)多子世帯の第2子の保育料を**半額**、第3子以降の保育料を**無料化**
- ②(低所得)ひとり親世帯等の第1子の保育料を**半額**、第2子以降の保育料を**無料化**

【平成28年11月】

- ①(低所得)多子世帯の第2子の保育料を半額 ⇒ **無料化**

【平成29年9月】

- ①同時入園第2子 半額 ⇒ **無料化**
- ②18歳までの児童がいる世帯のうち1番目の園児 15%減額 ⇒ **半額**

【令和元年10月】

幼児教育・保育の**無償化**の開始



令和元年10月から



県内で最も安い水準の利用者負担額(保育料)がさらに軽減され

# 幼児教育・保育の無償化 がはじまります



対象

- 保育園・認定こども園を利用している
  - 3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん
- 0歳児クラスから2歳児クラスの  
住民税非課税世帯のお子さん

※年度途中で満3歳になるおさんは、翌4月から対象になります。  
ただし、1号認定(教育を希望している)のおさんは全員対象になります。

さらに

第3子以降  
無料

同時入所の  
第2子  
無料

小学生~18歳の  
兄弟がいる  
第2子半額

子育てにやさしい

の軽減を引続き加賀市独自で行います。

県内初!

## 加賀市が独自に 副食費を無料化します!

詳しくは、  
裏面をご覧ください

加賀市

今回の幼児教育・保育の無償化に伴い、全国的に今まで利用者負担額(保育料)に含まれていた副食費(おかず代)が保護者の負担に…



県内初!

## そこで 加賀市が独自に副食費を無料化します!

加賀市では、お子さんの健やかな成長を願い、経済的負担を軽減するため、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんの副食費を無料化します。

今までは…	無償化後	加賀市では…
保育料	保育料 無償化	保育料 無償化
副食費	副食費 4,500円	副食費 無料化
主食	主食	主食
保護者負担	保護者負担	保護者負担

※0歳児クラス~2歳児クラスのお子さんの副食費は、今まで通り利用者負担額(保育料)に含まれています。

その他

- 幼稚園や認可外施設等を利用している
  - 3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん(幼稚園を利用している満3歳のお子さんを含む。)
  - 0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さん  
も幼児教育・保育の無償化の対象になります。

対象になるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。詳しくは加賀市役所子育て支援課にお問合せください。

【お問合せ先】

加賀市役所 子育て支援課 保育係

TEL 0761-72-7855

MAIL hoiku@city.kaga.lg.jp